

2023年度 ライフウィズアート助成 QA

【助成対象となる活動について】

質問 1：対象となる活動に「同時代のアーティストやアート作品等と触れ合う場があること」とあるが、事業の一部に同時代のアーティストと言えない人の作品が含まれていても問題ないか。

回答 1：問題ありません。

質問 2：対象となる分野は「視覚芸術（ビジュアルアート全般）」とあるが、映画等の長編作品も対象となるか。

回答 2：映画等の映像作品も対象となります。

質問 3：国立大学が単独で主催をする場合は申請対象となるか。

回答 3：地方公共団体が基本金その他これに準じるものを出資している団体は対象となりませんが、大学・研究機関は除かれるため、対象となります。

質問 4：東京都教育委員会が共催に含まれる事業は対象になるか。

回答 4：本助成では、公募ガイドライン P.3 のとおり、（公財）東京都歴史文化財団及び東京都の主催・共催事業、その他同財団及び都の補助金、支援金、助成金、委託費等が支給されている活動又は支給を予定されている活動は助成対象となりません。東京都教育委員会の共催事業は、こちらに該当するため対象外となります。

質問 5：2023年8月31日に開始し、2023年9月中旬まで実施する企画を申請することは可能か。

回答 5：助成の対象となる活動は2023年9月1日以降に開始するものとなります。8月31日に開始する事業を申請いただくことは出来ません。

質問 6：助成対象とならない事業に「主催者が直接作品を販売するもの」とあるが、事業の中で、都民が気軽にアートに触れられる機会として、例えば若手作家が対象期間中に作品を作り、その作品を対象者に販売する場を提供する事業は対象外となるか。

回答 6：主催団体が直接作品の販売を行うものは対象外となります。

質問 7：助成対象とならない事業「主催者が直接作品を販売するもの」とあるが、展示作品をモチーフにしたグッズの販売は可能か。

回答 7：グッズ販売が事業の主要な部分を占めないこと。また、事業の趣旨に沿ったものであり、事業の運営上欠かすことのできないものであれば販売は可能です。なお、制作経費は収支予算書の支出計上枠の助成対象外経費欄へ、物販品の売り上げについては収入計

上枠の該当する欄へ記載をお願いします。

質問 8：グッズの販売を行う場合、助成対象事業とは直接関係のないグッズ（対象事業に参加のアーティストが別の機会に作成したプロダクト等）の販売は可能か。

回答 8：回答 7 のとおり

質問 9：作品の販売は NG か。

回答 9：作品の販売を行う事業は対象外となります。

【助成対象経費について】

質問 10：対象期間外に発生した経費は、助成対象となるか。

回答 10：申請事業に関わっているということが客観的に明確な場合は対象となります。ただし、支払いを期間内に行う必要があります。

質問 11：展示等を行う場合、入場者等から入場料を取り、その合計が黒字になった場合は助成金を返還する必要があるか？

回答 11：助成対象事業実施後、事業実績報告書をご提出いただいた際、事業の収支決算に関する報告書が黒字となっていた場合は、相当額が助成金交付決定額から減額されます。なお、事前に概算払いを行っていた場合は、概算払い額全額を返還していただきます。

質問 12：対象事業の実施中にグッズの販売等で収支が黒字になることが想定される状況になった場合、事前に事務局まで相談をすれば良いか。

回答 12：問題ございません。グッズ等の物販品の制作費は助成対象外経費となりますが、売り上げは収入に計上されるため、助成金額が減額される可能性があります。

【提出書類（添付書類）について】

質問 13：法人格を持たない団体だが、申請可能か。

回答 13：任意団体でも申請可能ですが、会則、規約などの提出が必要です。

質問 14：事業実施のために新規に実行委員会を立ち上げた場合、収支決算書等はないがどうしたらよいか。

回答 14：実行委員会の中に法人格を持っている主幹事団体がいる場合、その団体の前年度の財務諸表を代替でご提出いただくことが可能です。また、団体設立発起人の方等が属する組織が今回申請する活動と同種の活動を実施した際の収支決算書をご提出いただくことも可能です。なお、実行委員会は申請時点で設立されている必要があります。

質問 15：助成対象外経費として「催事（イベント）保険等の各種保険」があるが、主催者側でイベント保険を掛ける場合、それは申請する収支予算書には書かないほうがよいか。

回答 15：ご記載ください。公募ガイドライン P.8 の「助成対象外経費（収支予算書に記載する経費）」は、助成の対象にはなりません。収支予算書には助成対象外経費も含め総事業費を計上していただきます。なお、助成対象経費は、収支予算書の合計から助成対象外経費を引いた金額となります。

質問 16：助成対象経費の上限以上に積み上げた収支予算書を提出しても問題ないか。

回答 16：問題ありません。収支予算書には、事業の実施に係る総収入金額及び総支出金額を収支予算書に計上していただきますが、助成申請額は 2000 万円以内（助成対象経費の 1/2 以内かつ 2000 万円を上限）を計上してください。

質問 17：事業の「実施開始日」は準備期間を含むか。また、事業の「実施終了日」は、撤収期間を含むか。

回答 17：準備や撤収期間は含みません。展示・公演の場合は初日から最終日まで。断続的に実施がある場合には、開始日と終了日を入力してください。

質問 18：誓約書に押印は必要か。

回答 18：押印は必要ありませんが、自署である必要があります。

質問 19：共催団体調書の提出は必要か。

回答 19：共催団体がいる場合のみ提出ください。単独主催の場合は提出不要です。

【助成オンラインシステム・アカウント登録について】

質問 20：一時保存機能はあるか。

回答 20：申請画面に下書き一時保存機能があります。

【その他】

質問 21：実施報告書の会計報告は資格を有する税理士・会計士が作成したものでなければいけないか。

回答 21：有資格の税理士、公認会計士が、実施報告書（会計報告書）に誤りがないか確認したうえで署名・押印が必要となります。なお、会計士謝金は予算書にも必ず計上してください。

質問 22：前回採択された事業をアップデートして申請したいが可能か。

回答 22：可能です。ただし、企画を発展させていなければ優先度は下がります。

質問 23：同一事業をアーツカウンシル東京の他の助成プログラムに申請することは可能か。

回答 23：同一事業を並行して申請することは可能ですが、重複して助成されることはありません。

質問 24：実施会場を採択後に変更することは可能か。

回答 24：実施期間前に内容変更申請をし、承認を受ければ変更が可能です。

質問 25：ライフウィズアート助成は継続実施されることはあり得るか。

回答 25：来年以降の実施状況については確定しておりません。